五　［略］
六　［略］
七　［略］

4　前項第五号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付する必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一　会計方針の変更

二・三　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○外務省令第五号

外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）及び外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）を実施するため、外務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

外務大臣　林　芳正

外務省組織規則の一部を改正する省令

外務省組織規則（平成十三年外務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは、改正前欄に掲げる対象規定を改正後蘭に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一節　大臣官房	**第一節**　大臣官房
（危機管理調整室、監察査察室、公文書監理室及び外交史料館並びに記録官及び企画官）	（危機管理調整室、監察査察室、公文書監理室、情報防護対策室及び外交史料館並びに記録官及び企画官）
第一条　総務課に、危機管理調整室、監察査察室、公文書監理室及び外交史料館並びに記録官一人及び企画官四人を置く。	**第一条**　総務課に、危機管理調整室、監察査察室、公文書監理室、情報防護対策室及び外交史料館並びに記録官一人及び企画官四人を置く。
2～7　［略］	2～7　［同上］
［削る］	8　情報防護対策室は、情報防護に関する事務をつかさどる。
［削る］	9　情報防護対策室に、室長を置く。
8～11　［略］	10～13　［同上］
（デジタル化推進室並びに情報通信システム統括企画官、監査官及び企画官）	（情報通信システム統括企画官、監査官及び企画官）
第三条　情報通信課に、デジタル化推進室並びに情報通信システム統括企画官、監査官及び企画官それぞれ一人を置く。	**第三条**　情報通信課に、情報通信システム統括企画官一人、監査官一人及び企画官一人を置く。
2　デジタル化推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。	［新設］
一　外務省の所掌事務のデジタル化についての企画及び立案並びにその実施の調整に関すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。	［新設］
二　前号に掲げる事務を円滑に実施するための関係機関との連絡に関すること。	［新設］
3　デジタル化推進室に、室長を置く。	2～4　［同上］
4～6　［略］	

四　［同上］
五　［同上］
六　［同上］

4　前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付する必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一　正当な理由による会計方針の変更

二・三　［同上］